

○出張所管理区間の変更についてのお知らせ

令和6年4月1日

国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所

平素より、国土交通省の河川行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、荒川下流河川事務所の事業の一層の推進を図るため、従前、岩淵出張所と小名木川出張所で分けていた管理区間を見直し、事務所全体の業務執行体制の強化を図りますのでお知らせいたします。

令和6年3月31日をもちまして、岩淵出張所は廃止となりましたが、岩淵出張所で行っていた河川法申請手続きや車止め鍵貸与等業務の対応窓口については、事務所、小名木川出張所のどちらでも対応できるようにし、河川利用者等に対するサービス向上を図ってまいります。

今後とも国土交通省の河川行政にご理解とご協力をたまわりますようお願いいたします。

1. 管理区間の変更について

・令和6年3月31日まで

岩淵出張所管理区間	(荒川 笹目橋～西新井橋)
	(隅田川 岩淵水門～下流 0.3k)
小名木川出張所管理区間	(荒川 西新井橋～河口)
	(綾瀬川 綾瀬排水機場～ 堀切菖蒲水門)

・令和6年4月1日から

小名木川出張所管理区間	(荒川 笹目橋～河口)
	(隅田川 岩淵水門～下流 0.3k)
	(綾瀬川 綾瀬排水機場～ 堀切菖蒲水門)

別添「管理区間変更図」をご参照ください。

2. 変更年月日

令和6年4月1日

3. 業務の対応窓口（引継部署）

- 河川の維持管理関係 → 小名木川出張所
 - 河川工事関係 → 事務所工務課
 - 河川法申請手続き、一時使用届、
境界確定、車止め鍵貸与
→ 事務所占用調整課、小名木川出張所
- ※河川法申請手続き等については、事務所占用調整課、小名木川出張所のどちらでも対応できるようになります。

4. お問い合わせ

今回の出張所管理区間の変更に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

荒川下流河川事務所

住所 〒115-0042 東京都北区志茂 5-41-1

電話 03-3902-2311

小名木川出張所

住所 〒136-0072 東京都江東区大島 8-33-26

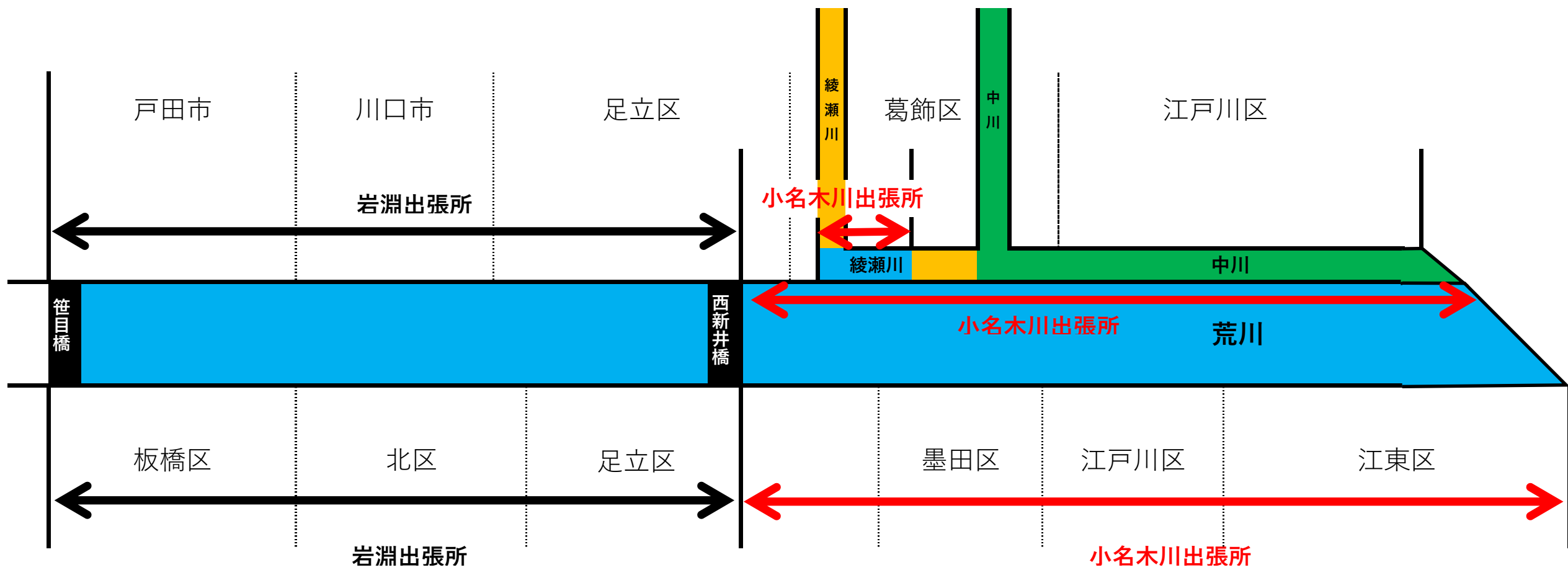
電話 03-3681-6131

管理区間変更図

< 令和6年3月31日まで >

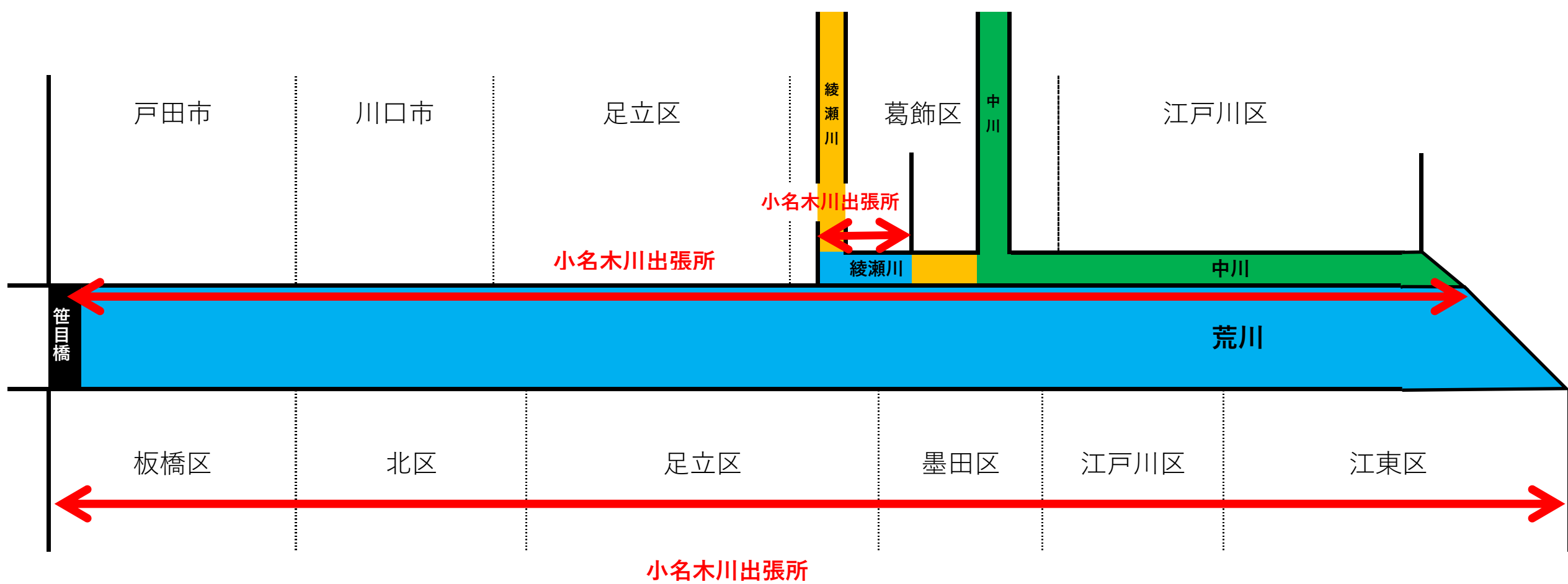
岩淵出張所管理区間 (荒川 笹目橋～西新井橋)
 (隅田川 岩淵水門～下流0.3k)

小名木川出張所管理区間 (荒川 西新井橋～河口)
 (綾瀬川 綾瀬排水機場～堀切菖蒲水門)



< 令和6年4月1日から >

小名木川出張所管理区間 (荒川 笹目橋～河口)
 (隅田川 岩淵水門～下流0.3k)
 (綾瀬川 綾瀬排水機場～堀切菖蒲水門)



凡例	
	荒川下流河川事務所管理区間荒川・綾瀬川
	東京都管理区間 綾瀬川
	東京都管理区間 中川